

(資料3-1-15) JTの基本的考え方：「喫煙の社会コスト」

喫煙の社会コスト

喫煙により、喫煙者個々人だけでなく、社会全体として損失が発生しているのではないか、という指摘があります。これは「喫煙の社会コスト」と言われているものです。

私たちは、喫煙の社会コストについてその定義・計算方法等が広く合意されているとは言えず、したがって社会コストが発生しているのかどうか、また発生しているとしてその金額はどのくらいであるかについては現時点ではっきりとは言えない、と考えています。

喫煙の社会コストを推計した研究報告は日本・海外を含め多数あります。それらはそれぞれ異なった計算前提や仮定に基づいており、したがって推計結果もまちまちです。明らかに非合理的だと思われる仮定にもとづいた推計も見られます。

喫煙者について非喫煙者よりも多くの一人当たり医療費がかかっているかどうかについては、客観的な裏付けがあり広く合意された結論は未だ無いものと考えています。喫煙者と非喫煙者では医療費に差は無いという報告も複数あります。

また、肺がん等の喫煙と関連があるとされている疾病について、その関連性は疫学研究により示されているものですが、実際にはそれらの病気は住環境、食生活、運動量、ストレス、遺伝的要因等さまざまな要因が複雑に絡み合って発生するものです。したがってそれらの病気にかかる医療費あるいはそれらの病気による死亡に伴う損失について、たばこにのみ責を帰したり、あるいはたばこの寄与度を過大に評価したりすることがあれば、不適當であるものと考えています。

(資料3-1-16) 超過医療費に関する研究報告(1)

疫学に基づく仮定による試算

No.	研究者	研究年	医療費
1	前田信雄	1976	2,700億円
2	中原俊隆 望月友美子	1990	8,934億円
3	医療経済研究機構 中原俊隆、望月友美子	1993	1兆2,243億円
4	医療経済研究機構 油谷由美子	1999	1兆3,086億円

(資料3-1-16) 超過医療費に関する研究報告(2)

健康保険組合等による調査

No.	研究者	研究年	喫煙経験者医療費	非喫煙者医療費	期間	対象者
1	張ら	1983	男 111,146円 女 106,097円	男 105,351円 女 102,271円	年間	30歳以上国民保健加入者 3,312名 (群馬県)
2	森永ら	1990	男 31,158点 女 29,793点	男 29,793点 女 28,855点	年間	30歳以上国民健康保険加入者(大阪府A町住人)7,088名
3	高橋ら	1986-90	41,153点	44,000点	4年	某職員共済組合加入者 12,314名
4	小笹ら	1989	9,013点	9,083点	年間	30歳以上国民保健加入者 男性 911名 (京都府)
5	山本ら	1989	141,623円	191,153円	年間	40歳以上被用者保険組合 男性 4,795名
6	辻ら	1995-97	男 30,773円 女 26,210円	男 27,560円 女 24,927円	月間	40-79歳国民保健加入者 43,408名
7	OSAKIら	1990	32,232円	47,413円	年間	プラスチックボトル製造会社社員 1,381名
8	中垣ら	1998	2,708円	2,101円	月間	政府管掌健康保険加入者 (松江・宮崎・大津) 7,087名
9	寶珠山ら	2002/6-10月	男性13.6万円 女性 9.6万円	男性14.2万円 女性13.0万円	月間	某自治体職員3,396名(男性 2,060名、女性1,336名)

(注)喫煙経験者(現在喫煙者と過去喫煙者)および非喫煙者の医療費は、各文献のデータから加重平均により算出。

喫煙率と医療費の相関調査

No.	研究者	研究年	研究結果	対象者	備考
1	大久保	1995-99	「喫煙率と医療費や母子保健指標は必ずしも正の相関を示すものではなく、むしろ負の相関を示していた」と記載。	滋賀県内の地域別喫煙率と老人医療費の相関を調査(65才以上21.4万人)	厚労省健康科学総合研究事業(2003)

(資料3-1-17) 労働力損失に関する研究報告

疫学に基づく仮定による試算

No.	研究者	研究年	死亡労働力損失
1	医療経済研究機構 中原俊隆、望月友 美子	1993	2兆6,306億円
2	医療経済研究機構 油谷由美子	1999	5兆3,811億円

※計算の前提

No.	一人当たり所得	損失寿命	潜在的節約分
1	年齢に関わらず「平均国民所得 (301万円/年)」と仮定	海外疫学報告より「12年」と仮定	計算せず
2	年齢に関わらず「平均雇用者報酬 (512万円/年)」と仮定	海外疫学報告より「12年」と仮定	「喫煙者が喫煙関連疾患で死亡しない場合に、(死ぬまでの間に)他の病気に罹って発生する医療費や年金の『潜在的節約分』については、手法上の限界があり、算出は行っていない。」と記載。